



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う対応について
～ 県民の皆様向けに主な変更内容をまとめました ～

- 令和5年5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に変更されます。
- これに伴い、これまでの「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、県民の皆様の自主的な取組みをベースとしたもの」に大きく変わります。
- このたびの位置づけ変更にあたって、県民の皆様が戸惑うことがないように、また、5月8日以降も安心して生活いただけるよう、主な変更内容をまとめました。
- なお、コロナワクチン接種については、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、令和5年度もすべての方に自己負担なしで接種いただけます。
- 県のホームページで公開していますのでぜひご覧ください。

1. 主な内容

- (1) 基本的感染対策について
- (2) 医療費及び医療機関の受診・入院及び療養について
- (3) 高齢者施設等における対応について
- (4) 令和5年度のワクチン接種について など

2. 公開

令和5年4月27日(木) 午前10時から

3. URL

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona0427.html>





「感染不安を感じる県民の方を対象とした無料検査」及び 「自己検査等で陽性となった方を対象とした陽性者登録」を 終了します

- 国は、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症を5月8日から、感染症法(※)上の5類感染症に移行することとしています。
- これに伴い、「感染不安を感じる県民の方を対象とした無料検査」及び「自己検査等で陽性となった方を対象とした陽性者登録」については、令和5年5月7日をもって終了します。
- 県民・事業者の皆様は、発熱などの体調不良時に備えて、引き続き抗原定性検査キットの事前の準備をお願いします。なお、抗原定性検査キットは薬局、ドラッグストアやインターネットで入手できます。

(※) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

1 感染不安を感じる県民の方を対象とした無料検査事業について

終了日：令和5年5月7日（開始日：令和3年12月26日～）

5月7日は、各事業者の営業時間まで検査を受検することができます。

終了となる理由：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民等への感染対策に関する協力要請として実施したものであり、5類感染症に移行することに伴い、当該要請が終了するため。

2 自己検査等で陽性となった方を対象とした陽性者登録事業について

終了日：令和5年5月7日（開始日：令和4年8月8日～）

登録の受付は、5月7日の正午で終了します。

終了となる理由：5類感染症への移行にあわせて、全数把握が廃止となるため。

※令和5年2月16日から停止している「有症状者等への抗原定性検査キットの配付」についても、令和5年5月7日をもって終了します。

※5月7日の正午までに登録された陽性者の方については、当日中に医師が診断を行い、結果を通知します。



令和5年4月27日

福岡県感染防止認証制度及び福岡県感染防止宣言ステッカー制度を終了します。

- 県では、安心して施設等を利用していただけるよう、事業者が感染防止対策を遵守していることを利用者に明示する制度として、福岡県感染防止認証制度及び福岡県感染防止宣言ステッカー制度を運用しています。
- 5月8日に新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の5類感染症に移行し、基本的対処方針及び業種別ガイドラインが廃止されることに伴い、福岡県感染防止認証制度及び福岡県感染防止宣言ステッカー制度を終了します。
- 今後の基本的感染対策の実施については、行政が一律に求めることはせず、各事業者にて判断を行うこととなります。判断に当たっては、感染対策上の必要性に加え、など経済的・社会的合理性や持続可能性の観点も考慮していただくようお願いします。(※参照)

1 福岡県感染防止認証制度

飲食店及び宿泊施設において、事業者が感染防止対策を遵守していることを利用者に明示する制度。事業者の申請に基づき調査員が店舗を訪問し、県で定める認証基準の遵守状況を確認してステッカーを交付。

R5. 4. 26 現在

	制度開始	認証店数
飲食店	令和3年7月	19,928店舗
宿泊施設	令和4年1月	941施設

2 福岡県感染防止宣言ステッカー制度

業種別ガイドラインを遵守している事業者が、「感染防止宣言ステッカー」の登録を行い、店舗等の目立つところに掲示する制度。

R5. 4. 26 現在

業 種	申請件数
飲食店（レストラン、居酒屋）	23,902件
接待を伴う飲食店	5,185件
ナイトクラブ等	316件
カラオケ	750件
バー	2,335件
その他の業種	17,154件
合 計	49,642件

※個人や事業者における基本的感染対策の実施にあたっては、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」（令和5年3月31日）をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



令和5年4月27日

ひとりひとりの行動が
福岡を救う。日本を救う。



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 資料提供の終了について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）における新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ位置づけが変更され、感染症法に基づく発生状況の把握方法についても、患者を診断したすべての医療機関からの報告から、一部の医療機関からの報告（定点把握）に変更されます。

今後は、福岡県保健環境研究所に設置している福岡県感染症情報センターのホームページにて発生動向をお知らせします。

このため、現在、資料提供している以下の①、②については、以下に記載の最終提供日をもって資料提供を終了します。

①福岡県内での新型コロナウイルス感染症発生状況について

※毎日 16 時提供

→ 提供終了

※ 最終提供日：令和5年5月8日（月）

②県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について

※毎週水曜日 14 時提供

→ 提供終了

※ 最終提供日：令和5年5月10日（水）

【参考】福岡県感染症情報センターホームページ

http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~idsc_fukuoka/idwr.html

